

項目 6 「教育・保育情報の公表に関する事項」について

1. 概要

子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育保育の質の向上を促していくため、

- 教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めています（第58条第1項）。
- 都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされています（第58条第2項）。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「教育・保育情報の公表に関する事項」について、

- 教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めるとされています。

2. 情報公表の項目

子ども・子育て支援法施行規則に規定されている主な情報公表の項目は別添1のとおりです。

3. 県計画記載案

教育・保育情報の公表に関する事項

(1) 公表の方法

利用者にとって活用しやすいものとなるよう、県ホームページ等によるものとします。

(2) 公表の内容

子ども・子育て支援法施行規則別表第一、第二（別添2参照）に規定する項目とします。

(3) 情報の更新頻度等

情報の更新頻度等については、国において実務的にさらに検討するとされており、その検討結果をふまえて規定します。

公表項目の性質に応じて、事業開始（確認）時に公表するもの、事業開始後に定期的に更新するものがあります。